

# みなかみ地域エネルギー推進協議会 規約

## (名 称)

第1条 本会は、みなかみ地域エネルギー推進協議会と称する。

## (所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県利根郡みなかみ町布施 742-1 に置く。

## (目 的)

第3条 本会は、農林業者、住民、企業、行政、団体、NPO 等の協働により、利根川上流域の森林資源・地域資源を活用して木質バイオマス発電等の再生可能エネルギー事業を推進し、以って、農山村の活性化と農林業及び地域経済の発展に寄与することを目的とする。

## (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 再生可能エネルギー事業化の検討及びそれに関する調査研究
- (2) 再生可能エネルギー事業化に関する広報及びネットワーク作り
- (3) 再生可能エネルギー事業化に関する意見の表明
- (4) 再生可能エネルギー事業化に関する基金の設置
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 本会は、前項の各号に関する業務の一部を本会以外の者に委託して実施することができる。

## (会 員)

第5条 本会の目的に賛同する団体、企業、個人は、本会の会員となることができる。

2 入会手続き及び会員種別等は、役員会により別途定める。

3 会員は、退会届を役員会に提出して、任意に退会することができる。

## (会 費)

第6条 会員は、会費を納入する。

2 会費は、年間2,000円とする。

## (役 員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名以上、3名以内
- (2) 幹事3名以上、10名以内
- (3) 監査役1名以上、2名以内

2 会長は、本会を代表し、本会を運営する。副会長は、会長を補佐する。

3 幹事は、会長及び副会長と共に、役員会を構成する。

4 監査役は、会計監査を行い、その結果を総会へ報告する。

5 役員は、無報酬とする。ただし費用は弁償することができる。

6 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

## (総 会)

第8条 本会は、毎年1回の総会及び必要に応じて臨時総会を開催する。

2 総会では、次の事項について審議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散及び合併

(3) 役員の選任又は解任

(4) その他運営に関する重要事項

第9条 総会は、会長が招集する。

第10条 総会は、委任状を含めて会員の3分の1以上の出席を必要とする。

2 総会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて、会長が招集し、本会の運営について協議する。

2 役員会は、事務局長を選任し、本会の通常の運営を付託する。

3 第8条の規定にかかわらず、年度途中は、役員会において役員の追加選任をすることができる。その場合も、次の総会で報告し、承認を受けなければならない。

第12条 役員会は、委任状を含めて役員の3分の1以上の出席を必要とする。

2 役員会の議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。

(事務局・専門部会)

第13条 本会に、事務局及び専門部会を置くことができる。

2 事務局は、本会の事務及び事業の総合調整を行う。

3 専門部会は、専門的見地から、事業を主導する。

4 事務局長は、事務局及び専門部会を統括し、事務局員及び専門部会員を指名する。

5 事務局員及び専門部会員の報酬は、役員会で定める。

6 事務局と専門部会を合わせて、木質バイオマス発電所建設部会と称する。

(会計)

第14条 本会の運営は、会費、寄付金、補助金等の収入により賄う。

第15条 本会の会計年度は、初年度は、会発足の日より平成26年3月31日までとし、以降は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第16条 本規約は、総会出席者の3分の2以上の承認によって変更される。

(細則)

第17条 本規約に定めるもののほか、運営上必要な細則は、別途役員会で定める。

[付則]

1 本規約は、本会設立の日の平成25年9月25日から施行する。

2 本会の役員は、次に掲げる者とする。

会長	河合 進	群馬県利根郡みなかみ町須川 1070
副会長	高橋 文子	群馬県利根郡みなかみ町猿が京温泉 284-2
副会長	林 庫治	群馬県利根郡みなかみ町羽場 1268-1
副会長	熊崎 実	東京都港区新橋 4-30-4-5F
幹事	河合 純男	群馬県利根郡みなかみ町布施 742-1 (事務局長兼務)
幹事	岡田 洋一	群馬県利根郡みなかみ町湯宿温泉 564-1
幹事	穂苅 玄子	群馬県沼田市恩田町 20-2
幹事	小林 みゆき	群馬県利根郡みなかみ町上牧 333
幹事	本多 史郎	群馬県利根郡みなかみ町西峰須川 658-2
監査役	青木 邦夫	群馬県沼田市西倉内町 700-3

3 本規約は、2014年5月18日に改定し、同日から施行する。